

〔論文〕

「場」からみる『出雲国造神賀詞』 奏上儀礼

林 原 由美子

はじめに

『出雲国造神賀詞』 奏上儀礼（以下、奏上儀礼）は、奈良から平安時代初期に新任の出雲国造が天皇の御前で「神賀詞」を奏上する儀礼で、『延喜式』では告朔などと共に小儀に分類される¹。初見は、『続日本紀』靈龜二年（七一六）二月十日条に、出雲国造外正七位上出雲臣果安が「神賀事」を奏上したとみえる次の記事である。

【史料一】『続日本紀』靈龜二年二月丁巳（十日）条

出雲国々造外正七位上出雲臣果安、斎竟奏^二神賀事^一。神祇大副中臣朝臣人足、以^二其詞^一奏聞。是日、百官^三斎焉。自^二果安^一至^二祝部^一一百一十余人、進^レ位賜^レ祿各有^レ差。

ここでは果安が斎を終えて神賀詞を奏上したこと、神祇大福中臣人足が「其詞」を天皇に奏聞したこと、当日は百官も斎を実行したこと（諸司廃務）、果安以下祝部に至るまで一一〇余人に叙位・賜祿されたことが記される。以降、この儀礼は天長十年（八三三）まで約一二〇年の間に一五回が実施された（表一）。

奏上儀礼に関する先行研究は豊富にある。まず、出雲国造の代替わりごとにおこなわれる新任の出雲国造による服属儀礼という通説的な理解である。これに対して否定的な論として、大浦元彦氏による即位を祝い、御世の平安を祈る即位儀礼の一環とする説⁽²⁾、関和彦氏による記紀の「国譲り神話」に基づいておこなわれた復奏儀礼若しくは報告儀礼⁽³⁾、菊地照夫氏による玉・剣・鏡の献上を儀礼の本質とし、天皇に国土支配の靈威を付与するタマフリの儀礼説⁽⁴⁾、内田律雄氏による祈年祭とかかわる臨時の慶賀儀礼説⁽⁵⁾などが存在する。

先行研究の論は、いずれの説も奏上すべてに当てはまるものではない。水林彪氏は、奏上儀礼の意義・性格が時代とともに変質したとし、次のように整理する⁽⁶⁾。

第一期 律令天皇制成立期（八世紀）…即位儀礼の一環としての意味を有した国譲り儀式（原型）。

第二期 八世紀中葉から九世紀前半の六国史に儀礼が記載された時期…即位儀礼としての意味を喪失。

第三期 『延喜式』に規定された時期…国造新任儀礼としての意味を獲得。

本稿は、奏上儀礼の初期的な性格は即位儀礼であり、時代とともに奏上儀礼の意義・性格が変質したとする水林氏の説を継承するものであるが、三点の課題が残っていると考える。

水林氏は、第一期として初見の元正即位時の儀礼を未完成、聖武即位時の儀礼を完成形態とし、孝謙即位時の儀礼から天皇出御がおこなわれるなどの変質が早くも始まり、『延喜式』的奏上儀礼の起源となつたとする。さらに称徳朝において、即位と奏上儀礼との二年半の隔たりを根拠に、即位儀礼の一環としての意味を喪失したと論じている。

【表1】奏上簾礼一覧表

| 回 | 国造 | 国司 | 奏上簾礼 | 国造任命 | 即位・遷都 | 叙位・賜祿 | 出雲の献上物 | 出典 | 備考 |
|----|----|--------------|---------------------------------------|-------------------|-----------------------------------|--|-----------------------|---------|----------------|
| 1 | 果安 | 忌部子首 | 靈龜2年(716) 2月10日 | 和爾元年(708) | 靈龜元年(715) 9月2日【元正】 | 果安・祝部に連位・賜祿 | 不明 | 『繪日本紀』 | 和爾大朝が神賀詞を天皇に取次 |
| 2 | 広嶋 | 息長足臣 | 神龜元年(724) 正月27日 神龜3年(726) 2月2日 | 養老5年(721) | 神龜元年(724) 2月4日【聖武】 | 聖28日に広嶋・祝・祝部らに叙位・賜祿 広嶋・祝2名に位2階を進む。広嶋に緋20疋・緋50疋・布60疋、祝部に賜祿 | 不明 | 『繪日本紀』 | |
| 3 | | | | | 天平勝宝元年(749) 7月2日【孝謙】 | 弟山に外従五位下、祝部に叙位。緋・緋を賜う | 不明 | 『繪日本紀』 | |
| 4 | 弟山 | 百濟孝忠 | 天平勝宝2年(750) 2月4日 天平勝宝3年(751) 2月22日 | 天平18年(746) 3月7日 | 天平宝字2年(758) 8月1日【淳仁】 | 弟山に連位・賜物 | 不明 | 『繪日本紀』 | |
| 5 | | | | | 天平宝字8年(764) 10月9日【称徳】 | 益方に外従五位下、祝部らに叙位・賜物 | 不明 | 『繪日本紀』 | |
| 6 | 益方 | 文室太市 | 天平神龜3年(767) 2月14日 神龜景雲2年(768) 2月5日 | 天平宝字8年(764) 正月20日 | 天平宝字8年(764) 10月9日【称徳】 | 益方に外従五位上、祝部男女159人に爵一級。賜祿 | 不明 | 『繪日本紀』 | |
| 7 | | | | | 宝龜元年(770) 10月1日【光仁】 | | | | |
| | 国上 | 豊野地智 | | 宝龜4年(773) 9月8日 | | | | | |
| 8 | 国成 | 石川豊人 | 延暦4年(785) 2月18日 | 延暦元年(782) | 天応元年(781) 4月3日【桓武】 | 国成に外従五位下、自外の祝らに叙位 | 不明 | 『繪日本紀』 | 「其儀如常」 |
| 9 | 人長 | | 延暦5年(786) 2月9日 延暦14年(795) 2月26日 | 延暦9年(790) 4月17日 | 延暦3年(784)【長岡京】 延暦13年(794)【平安京】 | 国成、祝部に賜祿 人長に外従五位下 | 不明 | 『繪日本紀』 | 「其儀如常」 |
| 10 | 人長 | | 延暦20年(801) 閏正月16日 | 延暦22年(803) | | 不明 | 不明 | 『類聚国史』 | 遷都が理由 |
| 11 | 門起 | | | | 大同元年(806) 5月18日【平城】 | | | | |
| 12 | 旅人 | 中臣全成 藤原清繩 | 弘仁2年(811) 3月27日 弘仁3年(812) 3月15日 | 弘仁元年(810) | 大同4年(809) 4月13日【難波】 | 旅人に外従五位下、賜祿 | 不明 | 『日本後紀』 | |
| 13 | | | | | 弘仁14年(823) 4月23年【淳和】 | 五種の神宝、雜物 | 不明 | 『日本後紀』 | 「給祿如常」 |
| 14 | | | 天長7年(830) 4月2日 | 天長3年(826) 3月29日 | 天長10年(833) 3月6日【仁明】 | 豊持に從六位下 | 不明 | 『類聚国史』 | |
| 15 | 豊持 | | 天長10年(833) 4月25日 | | | 豊持に從五位下 | 白馬1疋、生進1疋、高札4前、倉大物50疋 | 『繪日本後紀』 | |

第一に、二年半の隔たりを理由に即位との関係が希薄になったと理解してもよいものであるか。

第二に、桓武朝の奏上儀礼では「遷都に縁り神賀事を奏す」とあるように平安京遷都を契機に儀礼が催行されている（史料二二）。即位儀礼の一環としての意味を失いつつある時期に、儀礼を停止するのではなく、あえて遷都を理由に儀礼を催行した背景は何か。

【史料二】『類聚国史』一九、神祇一九、国造条（延暦十四年（七九五）二月二十六日）

出雲国々造外正六位上出雲臣人長特授^二外従五位下^一。以下縁^二遷都^一奏^中神賀事^上也。

そして第三に、『延喜式』八（祝詞）出雲国造神賀詞には「皇御孫命の近き守神と貢り置きて」とあるが（後掲）、『延喜式』の詞章に飛鳥の諸宮・藤原京を守護するような内容が記載された理由は何か、というものである。

そこで本稿では、第二・第三の課題が都城の移動・守護にかかわることから、儀礼のおこなわれる空間・舞台となる御在所といった「場」の側面から奏上儀礼を見直し、検討していく。

第一章 奏上儀礼の性格

1 儀式次第

本節では、まず『延喜式』の儀式次第を確認した上で、「場」の側面から奏上儀礼の性格・意義を検討する。

(1) 儀式の流れ

奏上儀礼は、『延喜式』によって①太政官曹司庁での国造任命、②神祇官庁での負幸物の賜与、③出雲国内での一年間の潔斎（前斎）、④大極殿での神賀詞奏上・神宝献上、⑤再度出雲国内での一年間の潔斎（後斎）、⑥二度目の神賀詞奏上・神宝献上、という儀式次第が規定されている。

【史料三】『延喜式』一一（太政官）出雲国造条（一一三三）

凡出雲国造、国司依_レ例銓擬言上、即於_二太政官_一補任、如下任_二諸国郡司_一儀上、宣命及叙位並如_二常儀_一、賜_レ祿有_レ数、畢弁大夫及史各一人就_二神祇官_一給_二負幸物_一、還_レ国一年斎、畢国司率_二国造_一入朝、奏_二神寿詞_一、初到_二停於京外便所_一修_二飾献物_一、申_二神祇官_一、預_レ祝_二吉日_一、申_レ官奏聞、依_レ例供進、後斎亦准_レ此、其日史二人入_二朝堂院_一、勸_二献物数_一、依_レ例頒_二充所司_一、事見_二神祇式及儀式_一、

① 国造任命

出雲国造は、諸国の郡領を任命すると同様に国司が銓擬言上した後、太政官曹司庁で補任される。この時に四階進んで叙位され、賜祿される（『貞観儀式』一〇 太政官曹司庁任出雲国造儀、『延喜式』一八（式部上）国造叙位条（二三六）、『延喜式』三〇（大蔵）初任出雲国造条（七七）、出雲国造祿条（七八））。

② 負幸物の賜与

任命後、出雲国造は、神祇官庁に移動し、金装横刀一口、糸二〇紬、絹一〇疋、調布二〇端、鍬二〇口といった負幸物を賜わる。ここで横刀は神部より受け取るが、他の糸や絹などは大蔵録より受け取り、また出雲国造は、横刀のみを

持つて退出する（『延喜式』三（臨時祭）負幸条（三五））。

③前斎 ⑤後斎

横刀を受け取った出雲国造は帰国後一年間潔斎する。この期間は重刑の執行が停止され、校田・班田もおこなわないと定められていた。出雲国造は、この期間に熊野のクシメケノや杵築のオホナムチをはじめとした出雲国内の神々への祭祀をおこなう。潔斎期間中の禁忌事項は潔斎・祭祀を円滑に進行するため、その執行を妨げる要因の排除を目的とした処置であろう。

④神賀詞奏上 ⑥二度目の奏上

潔斎終了後、出雲国造は国内諸社の祝部・郡司・子弟などとともに国司に率いられて入朝、京外の「便処」で献物（玉六八枚（赤水精八枚、白水精一六枚、青石玉四四枚）、金銀装横刀一口、鏡一面、倭文二端、白眼鶴毛馬一疋、白鶴二翼、御贄五〇昇）を飾り立てる。さらに神祇官の長が自ら監視して、あらかじめ吉日を卜い拵び、太政官に（日程）を申請、所司に周知する。そして漸く大極殿での神賀詞奏上・神宝献上がおこなわれる（『延喜式』三（臨時祭）神寿詞条（三三六）、国造給祿条（三七））。

②負幸物の賜与について、大川原竜一氏は、国造補任の太政官曹司庁と儀式の「場」が相違することなどから神賀詞奏上に至る直接的な源は神祇官庁における負幸物下賜に基づくとした上で、さらに「金装横刀」のみ扱いが異なることから、この横刀こそが負幸物の主体だったとする⁷⁾。加えて負幸物の「幸（サチ）」を「生活宮為を支配する強力な外来魂の靈威」とする折口信夫氏の説を引用し、新任の出雲国造に何らかの靈威を付与するために授けられたものだとしている。「金装横刀」が負幸物の主体であったことは確かであろうが、「金装横刀」の役割については検討を加える必要がある。

中山さら氏は、「金装横刀」が大祓や鎮魂祭といった天皇への崇りに対応する聖体祭祀に登場することから、天皇の災いを除き長寿をもたらす特別かつ最高の品であり、天皇から出雲国造へ、出雲国造からオホナムチへと渡っていったとする⁽⁸⁾。

「金装横刀」は、六月・十二月の大祓の料物として『延喜式』に登場し、罪穢を断つ「祓刀」の役割をもつものであった。また、負幸物の下賜に続けて出雲国内で潔斎がおこなわれることを考えると、この横刀は、潔斎を恙なくおこなうために下賜された祓具だったと推察できる。

次に③前斎・⑤後斎について、出雲国内での潔斎期間が一年間というのは破格である。元々日本の「律令祭祀」は、踐祚大嘗祭を重要視して潔斎期間を一か月と長く設定していた〔表2・3〕。『日本後紀』大同三年（八〇八）十月二十九日条に「制、稽_二於前例_一、大嘗散斎三月也。自今以後、以_二三月_一為_レ限」とあるように、九世紀にはさらに長期化して三か月になっており、一か月に改められたほどである。それに比しても一年はことさらに長いといえる。

潔斎とそれに続く神賀詞の奏上は一連の儀礼の中で二度おこなわれる項目であるが、詞章内の「斎」の文字に対して二度目には「後」の文字が書き加えられた。これが一連の儀礼を通じた唯一の変化であることを踏まえると、潔斎（出雲国内の神々への祭祀）が奏上儀礼それ自体と並んで重視されていたと考え

【表2】 齋期間の比較

| | 大祀 | 中祀 | 小祀 |
|-----|---------------|---------------|-----------|
| 神祇令 | 一月（散齋一月、致齋三日） | 三日（散齋三日、致齋一日） | 一日 |
| 祠令 | 散齋四日、致齋三日 | 散齋三日、致齋二日 | 散齋二日、致齋一日 |

*（ ）は『延喜式』記載

【表3】 齋規定対応表

| | 大祀 | 中祀 | 小祀 |
|-----|---------------------|--|--|
| 神祇令 | 踐祚大嘗祭 | 祈年祭・月次祭・神嘗祭・新嘗祭・*賀茂祭 | 大忌祭・風神祭・鎮花祭・三枝祭・相嘗祭・鎮魂祭・鎮火祭・道饗祭・*園韓神祭・*松尾祭・*平野祭・*春日祭・*大原野祭 |
| 祠令 | 昊天上帝・五方上帝・皇地祇・神州・宗廟 | 日月・星辰・社稷・先代帝王・嶽・鎮・海・瀆・帝社・先蚕・孔宣父・齋太公・諸太子廟 | 司中・司命・司人・司録・風師・雨師・靈星・山林・川沢 |

*どの祭祀がどの等級に当たるかの記載は神祇令にはなく『延喜式』にしかないため、念のため『延喜式』のみに記載される祭祀も表に入れた。

てよいであろう。「金装横刀」は、この重要な祭祀の進行を妨げる罪穢を祓い清めるための道具であった。

(2) 告朔との類似

『延喜式』では、中心となる奏上儀礼(④⑥)は大極殿でおこなわれると規定されているが、実際の奏上例で「大極殿」への出御がみえるのは旅人・豊持による奏上、すなわち平安遷都後の奏上のみである。ここから水林氏は、「大極殿」への出御は、弟山の奏上時に「大安殿」へ出御したことを起源とする『延喜式』的奏上儀礼の特徴であり、本来的必要素ではないと指摘する⁽⁹⁾。そこで「大極殿」への天皇出御について、共に小儀に分類される告朔との類似点に注目して検討する。

まず、奏上儀礼の前日には、中務省が大極殿南庭(前庭)に、式部省が竜尾道以南に、版位をそれぞれ設置するが、これは告朔でも同様であった。

【史料四】『延喜式』一二(中務) 出雲国造条(四八)

凡出雲国造^レ奏^二神寿辞^一者、前二日差^二一点内舍人十六人^一、前一日置^二版位於大極殿南庭^一、事見^二儀式^一、

【史料五】『延喜式』一九(式部下) 神寿詞条(五)

出雲国造奏神寿詞、

銓^二擬国造^一一如^二郡領^一、其叙^レ位賜^レ祿並有^二常式^一、齋畢率^二諸祝部^一、更復入京奏^二神寿詞^一、聞^二警蹕声^一列^二立会昌門外^一、後齋亦同、其日諸司廢務、若^レ心^二叙位^一者、預令^二三省書^二位記^一、前一日録率^二史生省掌^一、置^二龍尾道以南版位^一、事見^二儀式^一、

古瀬奈津子氏は、儀式における式部省と中務省の作業分配について、『令集解』引用の「古記」に「大納言進奏、謂令_二内舍人_一賣_二公文机_一參入進置_上即奏。故云_二進奏_一也」とあるように、平城宮大極殿門内には中務省に属する内舍人が告朔の公文を載せる机を運び入れていた伝統があり、その伝統を継承して平安宮でも「大極殿門が取り払われ、大極殿と朝堂院が一体化した後も、龍尾道以北の、平城宮までは内裏外郭に含まれていた地域については、中務省が管轄_一としたとする¹⁰⁾。奏上儀礼の場合も二日前に献物を運ぶための内舍人一六人が選出されており、大極殿の利用を前提とした平城京時代以来の儀礼の「場」的な伝統を引き継いでいると考えられる。

このことは二つ目の類似点である御座の設置からも言及できる。『延喜式』には奏上の当日に、掃部寮が御座を「告朔の儀と同じく」設置するように、その告朔の御座は朝賀のように設置するよう規定されていた。

【史料六】『延喜式』三八（掃部）出雲国造条（一八）

出雲国造奏_二神事_一設_二御座_一、同_二告朔儀_一、

告朔・朝賀は、いずれも官人が朝堂院に列立し、天皇が正殿（大極殿）に出御するのが前提となる型の儀式である。これを仮に「出御―列立」型と呼ぶこととする。奏上儀礼も平安京遷都後の内容ではあるが、『公卿補任』天長七年（八三〇）の小野岑守の項に「四月十九日卒。出雲国造献_二神宝_一之日、久立_二朝堂_一、病発而薨」とあり、官人が長時間朝堂院に列立することがあった。

なお『続日本紀』文武五年（大宝元年・七〇二）正月四日条には、「天皇御_二大安殿_一受_二祥瑞_一。如_二告朔儀_一」とあるように、藤原京の頃には「大極殿」ではなく「大安殿」においても「出御―列立」型の儀礼がおこなわれていた。孝謙

の「大安殿」については後述するが、奏上儀礼も「出御―列立」型の儀礼であり、その場にいる参加者と天皇との関係が重要な儀礼であったと推察できる。

では、この型・伝統は実際の奏上においてどこまで遡ることが可能なのか。先行研究のように弟山の奏上に「大安殿」への出御があることを起源とするのか。次に諸司廢務の規定について検討することで確認していく。

(3) 諸司廢務について

『延喜式』では、神祇官があらかじめ吉日を卜い択び、太政官に日程を申請、所司に周知することが定められている。これは中務省や式部省などの関係諸司の準備及び「諸司廢務」のための対策である〔史料五〕。祭祀の「齋」には、諸司は通常政務をおこなう散齋と、祭祀関係以外の一切が禁じられる致齋とがある。致齋をおこなう際には、諸司が政務に従事できないため、ほかの政務・儀式を停廢する必要がある。この措置が廢務である。廢務は、本来は日蝕あるいは国忌の際におこなわれた。奏上儀礼においては初見果安の奏上にみえる「是日、百官齋焉」が該当する〔史料一〕。

諸司廢務の理由について井上正望氏は、伊勢奉幣使の發遣をおこなう場所の検討から「朝堂院は本来諸司の日常政務の場所」であるので「朝堂院に関わる諸司は全て致齋する必要があった」とする¹⁾。すなわち奏上儀礼が「出御―列立」型の儀礼であったことは、初見果安の奏上がおこなわれた霊龜二年(七二六)、つまり平城京の頃まで遡ることが可能と仮定できる。

もちろん『延喜式』の規定がすべて初例からあったと主張するわけではない。例えば献物についてみると、『延喜式』の〈玉六八・劍一・鏡一・倭文二・馬一・鵠二・贄五〇〉という規定に対し、内容の判明する広嶋・豊持の奏上では広嶋が〈神社の劍・鏡・馬・鵠等〉、豊持が〈馬一・雉一・高机四・倉代物五〇〉と、より古い広嶋の奏上の方が『延喜

式』の規定に近い。一方の豊持の奏上は、数量を記載する点など制度としての成熟度が高い。また国成の奏上では「其儀如常」とあることから、この時点でいったんは儀礼としての体裁が仕上がっていたことがうかがえる。しかし桓武朝には二度目（人長）の奏上など例外が発生し、その後には式として整備される際に、より古儀である広嶋の献物内容が理想のものとして採録されたと考えられる。奏上儀礼に対する録も（純二〇疋、綿五〇屯、布六〇端）の規定は広嶋の奏上時と合致している。

（小括）

奏上儀礼では、潔斎（出雲国内の神々への祭祀）が重視され、それを恙なくおこなうために、祓刀として「金装横刀」が出雲国造へ与えられた。初見果安の奏上で儀礼当日に廃務がなされていたことから、出御がなかった理由は不明ではあるが、すでにこの時点で「出御―列立」型の儀礼であり、以降も出雲国造と天皇との関係が重要な儀礼であり続けたと推察できる。また官人たちも列立して儀礼をみることで儀式に参加、そこで奏上される詞章の世界観の共有していた。

2 記紀神話との関係

本節では、国譲り神話をはじめとした記紀神話と奏上儀礼の関係を検討する。

（1）詞章と国譲り神話

まずは『延喜式』に載る詞章について分析し、詞章のなかに描かれた国譲り神話について検討する。詞章は長いが全文を次に載せる。なお、詞章の段落分けについては岡田精司氏の論に基づく¹²。

【史料七】『延喜式』八（祝詞）・出雲国造神賀条（二一九）

出雲国造神賀詞、

〔第1段〕

八十日日波在止毛、今日能生日能足日尔、出雲国乃国造姓名恐美恐美毛申賜久、挂麻久毛恐岐明御神止大八嶋国所知食須天皇命乃大御世乎、手長能大御世止齋止若後齋時者加後字、為豆、出雲国乃青垣山内尔、下津石根尔宮柱太知立豆、高天原尔千木高知坐須伊射那伎能日真名子、加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命、国作坐志大穴持命、二柱神乎始天、百八十六社坐皇神等乎、某甲我弱肩尔太襷挂天、伊都幣能緒結、天乃美賀秘冠利天、伊豆能真屋尔龜草乎、伊豆能席登荊敷支天、伊都閉黑益之、天能貳和尔齋許母利豆、志都宮尔已靜米仕奉豆、朝日能豊榮登尔、伊波比乃返事能神賀吉詞奏賜波久登奏、

〔第2段〕

（1）高天能神王高御魂命能、皇御孫命尔天下大八嶋国乎事避奉之時、出雲臣等我遠祖天穗比命乎国体見尔遣時尔、天能八重雲乎押別豆、天翔国翔豆、天下乎見廻豆、返事申給久、豊葦原乃水穗国波、昼波如二五月蠅水沸支、夜波如二火瓮一光神在利、石根本立青水沫毛事問天、荒国在利、然毛鎮平天、皇御孫命尔安国止平久所知坐之米牟止申豆、己命兒天夷鳥命尔布都怒志命乎副天天降遣天、荒布留神等乎撥平氣、国作之大神乎毛媚鎮天、大八嶋国現事顯事令二事避一支、

（2）乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐牟大倭国申天、己命和魂乎八咫鏡尔取託天、A倭大物主櫛貳玉命登名乎称天、大御和乃神奈備尔坐、B己命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎、葛木乃鴨能神奈備尔坐、C事代主命能御魂乎宇奈提尔坐、D賀夜奈流美命能御魂乎飛鳥乃神奈備尔坐天、皇孫命能近守神登貢置天、八百丹杵築宮尔靜坐支、

（3）是尔親神魯伎神魯美乃命宣久、汝天穗比命波、天皇命能手長大御世乎堅石尔常石尔伊波比奉、伊賀志乃御世尔佐伎波閉奉登、仰賜志次乃随尔、供齋若後齋時者加後字、仕奉豆、朝日乃豊榮登尔、神乃礼白臣能礼白登、御袴乃神宝猷良久登奏、

〔第3段〕

白玉能大御白髮坐、赤玉能御阿加良毘坐、青玉能水江玉乃行相尔、明御神登大八嶋国所知食天皇命能手長大御世乎、御横刀広尔誅堅米、白御馬能前足爪後足爪踏立事波、大宮能内外御門柱乎、上津石根尔踏堅米、下津石根尔踏凝之、振立耳能弥高尔、天下乎所知食左牟事志太米、白鶴乃生御調能玩物登、倭文能大御心毛多親尔、彼方石川度、此方能石川度尔生立若水沼間能弥若叡尔御若叡坐、須須伎振遠止美乃水乃弥乎知尔御袁知坐、麻蘇比能大御鏡乃面乎意志波留加志天見行事能已登久、明御神能大八嶋国乎、天地日月等共尔、安久平久知行牟事能志太米止、御袴神宝乎擎持弓、神礼白臣礼白登、恐弥恐弥毛、天津次能神賀吉詞白賜久登奏、

内容をまとめると次のようになる。

〔第1段〕…口上。由来を述べる部分。

出雲国造が熊野のクシミケノ・杵築のオホナモチをはじめ出雲国内の一八六社を斎戒して、神賀詞を奏上する、と述べる。

〔第2段〕…神宝献上の由来を国譲り神話を踏まえて述べる部分。

(1) タカミムスヒの命令により出雲国造の遠祖アメノホヒが高天原から派遣され、さらに子のアメノヒナトリがフツヌシを率いて天降って「大八嶋国」を平定した。

(2) オホナモチが和魂と御子神を「皇孫命の近き守神」として鎮座させ、自身は「杵築宮」に鎮まった。

(3) カムロキ・カムロミがアメノホヒに天皇の御世を斎きまつれと命じたことに因んで出雲国造が神宝を献上する。

〔第3段〕…祝詞の部分。

献上する神宝にたとえて天皇の御世を称え、神宝を献上して神賀詞を奏上する、と述べる。

この詞章がいつ成立したのかについては様々な観点から検討が加えられている。武田祐吉氏は、詞章のなかで「第2段」(2)のオホナモチの和魂と御子神については次のように整理する。¹³⁾

A 和魂オホモノヌシ／大御和の神奈備(大神神社)

B 御子神アジスキタカヒコネ／葛木鴨の神奈備(高鴨神社)

C 御子神コトシロヌシ／宇奈提(鴨都波神社あるいは高市御縣坐鴨事代主神社)

D 御子神カヤナルミ／飛鳥の神奈備(飛鳥坐神社あるいは加夜奈留美命神社)

これら四座が飛鳥の諸宮や藤原京を守護する配置になっていることから、飛鳥浄御原宮もしくは藤原京の時代(六七二～七二〇年)に成立したと論じる。

上田正昭氏は、「第1段」の出雲国内の官社数が一八六社であり、『出雲国風土記』(天平五年(七三三)完成)は一八四社、『延喜式』(延長五年(九二七)完成)は一八七社であることに注目する。¹⁴⁾『出雲国風土記』から『延喜式』までに増加した三社は、

・ 神産魂命子午日命神社(神門郡、時期不明)

・ 塩治日子命御子焼大刀天穂日子命神社(神門郡、時期不明)

・ 天穂日命神社(能美郡、天安元年(八五七)¹⁵⁾)

であり、下限は、天安元年、すなわち文徳朝となる。さらに、「第2段」(2) B 御子神アジスキタカヒコネは、天平宝字八歳(七六四)十一月七日(称徳重祚の年)に、(土佐国より)大和国葛上郡へ「高鴨神」として遷座している。

【史料八】『続日本紀』天平宝字八歳十一月庚子（七日）条

復祠^三高鴨神於大和国葛上郡^一。高鴨神者法臣円興。其弟中衛將監從五位下賀茂朝臣田守等言。昔大泊瀬天皇狝^三于葛城山^一。時有^三老夫^一、每与^三天皇^二相逐争^レ獲。天皇怒^レ之流^三其人於土左国^一。先祖所^レ主之神化成^三老夫^一、爰被^三放逐^一。今檢^三前記^二不^レ見此事^一、於是、天皇乃遣^三田守^一、迎^レ之令祠^三本处^一。

詞章内の四座が揃うのは天平宝字八歳以降であり、『延喜式』所載の詞章はここから天安元年までの間に成立したことになる。

一方篠川賢氏は、「第2段」（3）から「第3段」には神宝献上のことが記され、『日本書紀』崇神六十年の神宝献上伝承と対応していること、『古事記』には神宝献上がみえないことから『古事記』撰上の和銅五年（七一二）以降に成立したとする⁽¹⁵⁾。

『延喜式』所載の詞章そのものは天平宝字八歳から天安元年の間に成立したとみてよいだろうが、「第1段」の出雲国造姓名は奏上ごとに書き入れるものであること、「第1段」・「第2段」（3）の「齋」・「供齋」は二回目の奏上時に「後」字を追記すること、以上二点からその都度官社数も書き換えられたことは想像に難くなく、官社数は詞章自体の成立年代の検討素材には足らない。

なお、『延喜式』には全国三一二三座の官社が載っているが、八世紀の官社数はかなり少なかったことが指摘されている⁽¹⁷⁾。一方で出雲国の場合はほとんどが官社となっており、これについて菊地照夫氏は、出雲国は官社制度が先行的におこなわれた「律令神祇体制のモデル地区」と表現する⁽¹⁸⁾。

官社数と四座の分析からは、『延喜式』所載の詞章が、天平神護三年（神護景雲元年・七六七）におこなわれた益方の

奏上以降に完成したことだけが確認できる。『延喜式』以前の詞章では、高鴨神（アジスキタカヒコネ）は記載されておらず、三神のみが記載されていた可能性もある。高鴨神の遷座時はすでに平城遷都から五〇年以上経過しており、また藤原京の守護は三神の配置だけでも十分に可能であった。さらにC御子神コトシロヌシが鎮座した「宇奈提」も本来は「神奈備（神の鎮座する場所）」として記載されるべきであるが、『延喜式』にはこれが見えない。この欠如は、後にB御子神アジスキタカヒコネを加える過程で既存の配置情報の一部が脱落した結果と考えられる。

では詞章はいつ、どのように作られたのか。「第1段」「出雲国乃青垣山内尔」という表現に注目したい。この表現は『古事記』の国造り神話における御諸山の神（オホモノヌシ）の発言「伊都岐奉于倭之青垣東山上」にもみえる。『古事記』ではこの一例のみだが、『出雲国風土記』では意宇郡母理郷に、オホナムチが国を譲り、出雲国を鎮座地として「青垣山を廻らし賜ひて」守護することを決意した記事が登場する。

【史料九】『出雲国風土記』意宇郡母理郷条

郡家東南卅九里一百九十步。所造天下大神大穴持命、越八口平賜而還坐時、来_コ坐長江山_ニ而詔、我造坐_レ而命国者、御皇孫命、平世所_レ知依奉。但八雲立出雲国者、我静坐国。青垣山廻賜而、玉珍置賜而守詔。故云_ニ文理_一。 神龜三年、改_ニ字母理_一。

話の類似からも詞章と『出雲国風土記』とは参照関係にあることがわかる。

また、杵築大社の創建神話に関して、『出雲国風土記』と『日本書紀』の表現が類似していることにも注目できる。まず『出雲国風土記』楯縫郡条には「自身の住む「天日栖宮」が「千尋」もある長い「擗纏」を使い、桁梁を何回も

しつかり結び、たくさん結び下げて作ってあるのと同じように、所造天下大神（オホナムチ）の宮を造れ」というカミムスヒの発言がある。なおカミムスヒは、『古事記』においても出雲と関連深い神である。一方『日本書紀』には「国譲り神話」第二の一書に「オホナムチの住むことになる「天日隅宮」は「千尋」もある長い「拷縄」でたくさん結び目を造る」というタカミムスヒの発言がある。

『出雲国風土記』は、編纂方針の異なる『古事記』『日本書紀』両書から要素を抜き出した上で独自の神話的世界観を形成したのである。また読者が両書を読んでいることを前提とした構成にもなっている。詞章は、記紀及び『出雲国風土記』各々にしか記載のない表現を混合して形成されている。このことから、『出雲国風土記』と近い意識で作りに上げられているといえよう。そうであれば、『出雲国風土記』編纂の責任者であった広嶋がその原型を完成させた可能性は高い。そのため、次に広嶋の奏上を検討していく。

(2) 広嶋の奏上

広嶋の奏上には特異な点が二つある。一つ目は、原則として一人の出雲国造が神賀詞を奏上する相手は一人の天皇であるにもかかわらず、広嶋の場合は元正・聖武と二代にわたっている点、二つ目は、二度の儀礼にあたって元正には神賀詞を奏上すること、聖武には神宝を献上することしか史料で確認できない点である。

水林氏は、広嶋の奏上における〈a i 神賀事奏上儀 ↓ a ii 即位儀 ↓ b 即位の大嘗祭 ↓ d i 出雲諸神祭祀儀 ↓ d ii 出雲諸神祭祀覆奏儀〉という流れが、『古事記』における物語〈A i 国譲り ↓ A ii 天神御子日子ホノニニギ命の降臨 ↓ B 国神・海神・諸豪族の服属（↓ C 崇神天皇による天神地祇祭祀） ↓ D i 垂仁天皇による大国主神祭祀再興 ↓ D ii 垂仁天皇に対する大国主神祭祀再興覆奏〉と対応すると述べる。¹⁹ その上で特に広嶋によっておこなわれた神宝献上について〈神社の剣・鏡・馬・鵠等〉の「等」に贅が含まれることを想定し、『古事記』においてキヒサツミが「大御食を献」じた物

語を祭儀神話とする服属を象徴する儀礼であったとする。

まず広嶋の二度目の奏上について、神賀詞の奏上がなかったとも、贄が含まれていたとも断言できない点は指摘されるべきであろう。

D 『古事記』ホムチワケ神話の流れは次のとおりである。垂仁皇子ホムチワケは、成人しても言葉が話せなかったが、垂仁の夢に現れた出雲大神は「出雲の神宮（杵築大社）を天皇の宮殿と同じように修理すれば話せるようになる」と託宣する。ホムチワケが出雲大神に参拝した帰路、出雲国造の祖キヒサツミが大御食を献上しようとしたときに言葉を発した。これを喜んだ垂仁は神宮を造らせた。

ホムチワケ神話自体は国譲り神話の再現・確認の要素を含んでいる。『古事記』国譲り神話では、オオクニヌシは天皇の宮殿と同じような神殿に祭られることを交換条件に国を譲り渡す約束をした。そして多芸志の小浜における「天の御舎」の造営、クシヤタマによる「天の御饗」の献上が描かれる。

ただし、「天の御舎」については杵築大社の創建を示すものではないとの説もあり、語句や文章の分析から『古事記』国譲り神話では、オオクニヌシを祭祀するための神殿は造営されず、要求は宙に浮いてしまっているとの見方が優勢である。²⁰⁾

『古事記』国譲り神話の詳しい検討は別稿を期したい。いずれにせよ、国譲り神話で描かれるのは、出雲の服属によって天下が平定されたので皇位に正当性があるという理論ではなく、皇位の正当性の保証には前提条件としてのオオクニヌシへの祭祀すなわち神殿が造られる必要がある、という理論である。

また前項で述べたように、奏上儀礼は神話的世界観の中で完成しており、『古事記』だけを祭儀神話とするわけではない。『日本書紀』の国譲り神話第二の一書ではオホナムチ（オオクニヌシ）の要求もなく、タカミムスヒの命で「天日

隅宮」の造営が決まっている。両書の表記だけみれば矛盾することであっても、神話的世界観においては国譲り神話神殿造営（オオクニヌシの祭祀）の図式が成立していたのであろう。

そして、そのオオクニヌシを祭祀する役割を担うのが出雲国造であった。ホムチワケ神話における国譲り神話の再現とは、天孫による統治の正当性を保証するための絶対の交換条件である杵築大社を再建（あるいは創建）し、オオクニヌシの祭祀を再開（開始）するということである。この時に、オオクニヌシの祭祀の重要性が改めて確認されたことは間違いない。これは、中央側にとっては古來継承されてきた即位の正当性を意味し、出雲側にとってはオオクニヌシ祭祀を担当する正当性を意味する。

ホムチワケ神話と類似することであるのが『出雲風土記』仁多郡三沢郷条にみえる阿遲須伎高日子命の伝承である。話の流れは次のとおり。大穴持命の御子、阿遲須伎高日子命が、顎髭が拳八分の長さになっても、昼も夜も泣いているばかりで言葉が通じなかった。大穴持命が夢で御子の言葉が通じるようになった様子を見たため、翌朝問いかけると御子が「御沢（註）」と返答し、そこで沐浴した。よって、出雲国造が「神吉事」奏上のために朝廷に参向する時、その沢（註）の水を初めに用いる。

『出雲風土記』は、沐浴の結果を記載しない。ホムチワケ神話を前提に相互参照することで、沐浴によって言葉を発したと類推できる構成となっている。すなわち『風土記』に奏上儀礼に関する記載を置くことで、三書から成る神話的世界観を構成し、出雲国造がオオクニヌシ祭祀を担当するための論理的根拠を提示しているのであろう。

③ 聖武即位の論理

広嶋による奏上が即位儀礼の一環としての完成形態であり、二度目が神宝の献上のみであり、それは服属を象徴するものだという論には無理があるろうと思われる。ただし一度目の奏上が聖武即位前、元正の御世におこなわれた点には確

かに特異性があつた。次に、聖武の即位について確認していく。

『続日本紀』神龜元年（七二四）二月四日条の即位宣命は、①高天原の神々から統治権の委任を受けた元正の正当性の主張と、②聖武への讓位の事情を述べる元正の詔の引用とで構成される。聖武への讓位の事情とは、文武が崩御する際にすでに聖武へ讓位したのだが（みまし（首）に賜ひし）、聖武が幼かつたので元明が即位、さらに元明から元正への讓位がおこなわれた、というものである。

ここから聖武の即位のためにまずは元正の皇位を正当化・莊嚴するという理論・意図の存在がわかる。『藤氏家伝』下巻、武智麻呂伝には、養老五年（七二二）九月、武智麻呂が「造宮卿」として平城宮を旧例に則つて改作したと、「宮室」が嚴麗となつたことで、人々は「帝」の尊さを知ることになつたことが記される。

【史料一〇】『藤氏家伝』下 養老五年九月

其九月、兼_二造宮卿_一、時年卅_二。公將_二工匠等_一、案行_二宮内_一、仍_レ旧改作。由_レ是宮室嚴麗、人知_二帝尊_一。

この「帝」とは元正のことで、元正の治世を莊嚴するために平城宮の宮室すなわち元正の御在所が改作されたものと考えられる。同年九月十一日には「内安殿」で皇太子（聖武）の娘井上内親王が斎内親王に卜定されている。これは聖武が正式に即位する前に元正が主催したものであつた。本来即位儀後におこなうべき斎王の卜定すらも事前になされてゐる特異さが聖武の即位にはあつた。聖武の即位と、元正の治世の莊嚴化は不可分、二重構造となつていたのである。

広嶋一回目の奏上は、聖武の即位を意識したもので間違ひはない。ただしそれは直接聖武の御代をあらかじめ祝うのではなく、元正の治世を祝い莊嚴することで、元正から讓位される聖武の正当性を間接的に保証しようという、いわゆ

る外堀を埋めるようなものであった。だからこそ、養老五年九月から武智麻呂の主導でおこなわれた改作で厳麗になっていた帝（元正）の尊さの象徴である宮室で奏上儀礼をおこなったのである。

儀礼をおこなう「場」としては、一度目（七二四年）は武智麻呂主導で改作された元正の御在所で、二度目（七二六年）は聖武即位後、「催造司」主導で造営された聖武の御在所でおこなわれたものと考えられる。

（小括）

奏上儀礼は、『古事記』『日本書紀』『出雲国風土記』三書の要素を含んだ神話的世界観の上で形成されている。そして儀礼の根本には、天孫による統治の正当性を保証する前提条件としてのオオクニヌシへの祭祀すなわち神殿が造られる必要がある、という理論を出雲・中央双方が（再）確認する意図があった。またその誕生・形成の時代的背景には、壬申の乱以来、天武嫡系皇統の即位を指してきた流れがあった。

第二章 奏上儀礼の实例と御在所の造営

奏上儀礼は原則として一代一度（二回）の儀礼である。しかし、桓武朝では「其儀如常」と通例どおり催行されたにもかかわらず、二度目をおこなう例外が発生し、その理由が「遷都に縁」と明記されている。すでに一度奏上儀礼がおこなわれていた状態で、遷都を理由に二度目をおこなう必要があったのか。本章では奏上儀礼の实例を検討し、遷都との関係性を検証する。

1 孝謙から桓武までの奏上について

(1) 孝謙

孝謙は天平勝宝元年（七四九）に即位、弟山による奏上を同二年（七五〇）と同三年（七五一）にうけている。一回目に「大安殿」への出御がみえるが、この「大安殿」は平城宮のものではなかった。孝謙は即位直後より大郡宮を御在所にしていた。また奏上儀礼五日後の同年二月九日に孝謙は大郡宮から薬師寺宮へ移御しており、それまでは大郡宮の内裏にいたと考えられるため、奏上儀礼のおこなわれた「大安殿」は大郡宮のものであったと推定できる。なお天平勝宝二年には元日朝賀が「大安殿」でおこなわれたが、この「大安殿」については、この日の記事に孝謙はいったん大郡宮に還り、五位上の一部の官人は大郡宮で、それ以外はそのまま薬園宮で宴を賜わっていることから、薬園宮の「大安殿」でおこなわれたものと考えられる。薬園宮は天平勝宝元年の大嘗祭の時にも利用されており、大郡宮よりも広い空間を保有していたのであろう。

この期間の平城宮について岩永省三氏は、天平十七年（七四五）の聖武不承を受けて以降、同十九年までに東区内裏の改作がおこなわれていたこと（内裏Ⅲ期）、東区朝堂院・その正殿も「大極殿」での即位直後から天平勝宝四年（七五二）ごろまで改作（第二次大極殿）がされていたことを指摘する。²¹

弟山は、聖武不承を受けて内裏の改作がおこなわれていた時期、天平十八年（七四六）に出雲国造に任命されており、これは孝謙の即位を意識し、奏上儀礼の準備が開始されたことを意味するのであろう。

(2) 淳仁

淳仁は天平宝字二年（七五八）に即位したが、奏上儀礼はおこなわれていない。天平勝宝八歳（七五六）に聖武が崩御すると同九歳（天平宝字元年・七五七）四月群臣との協議により道祖王を廃して淳仁（大炊王）が立太子した。淳仁は、

同年五月から内裏（大宮）改作のために「田村宮」（藤原仲麻呂の私邸・田村弟）に移御している。しかし同年七月に橘奈良麻呂の乱が発覚したため、たった二か月で工事が中断され、「内裏」に還御してそのまま翌年即位することになった。そのため、即位に伴う「内裏」改作は天平宝字四年以降におこなわれることとなる。同年八月小治田宮行幸・翌年（七六一年）正月平城京「武部曹司」へ還御・十月「為_三改_三作平城宮」、暫移而御_三近江国保良宮」と孝謙と共に保良宮へ行幸している。おそらくこれらの移動は御在所改作のためであろうが、翌年（七六二年）に淳仁・孝謙の仲が悪化し、平城京に戻ってくるようになってしまった（淳仁…中宮院（東区内裏Ⅳ期）・孝謙…「内裏」（中央区西宮））。

こうして淳仁朝では、淳仁のための内裏改作がずれ込み、平城宮における天皇の御在所が定まらないまま廢位となつたことで奏上儀礼をおこなう機会に恵まれなかった。あるいは、群臣の協議による立太子だったため奏上儀礼が不要とされたとも考えられる。

③ 称徳

称徳は天平宝字八年（七六四）に重祚して即位、益方による奏上を天平神護三年（神護景雲元年・七六七）と神護景雲二年（七六八）にうけている。称徳は「西宮」を御在所として継続利用していたが、即位に伴う改作はおこなわなかった。大嘗祭も中央区朝堂院で催行された。注目したいのは、天平神護元年に高麗（高倉）福信が造宮卿に任命され、「東院」の造営が開始されたことである。東院は平城宮東張出部にあたり、御在所として「西宮」と並んで用いられた。天平神護三年正月己巳（十八日）には「東院」で諸王五一人の叙位がおこなわれているので、この頃完成したことがわかる。奏上儀礼はこの落成直後の「東院」でおこなわれた。つまり奏上儀礼は「東院」完成を待つて催行されており、二年半の隔たりは即位儀礼の一環としての意味を喪失したのではなく、新造・改作された御在所でおこなう初見以来の伝統に即したものだといえるだろう。天平宝字八年の益方の国造任命は、淳仁廢位、称徳重祚の準備を見越し

ての任命だったと考えられる。

(4) 光仁

光仁は宝亀元年（七七〇）に即位したが、奏上儀礼はおこなわれていない。光仁の即位は、平城遷都後をはじめて先帝の讓位をうけるのではなく先帝崩御によつてなされた。また神護景雲四年（七七〇）に「定_二策禁中_一、立_レ諱為_二皇太子_一」とあるように、藤原永手を筆頭とする群臣による協議がひらかれ立太子されることになった。内裏の改作は、即位後から宝亀三年までおこなわれ、東区の内裏（V期）が完成していた。また淳仁のように短期に終わった治世と異なり、光仁の治世は一定の期間を有しており、奏上儀礼をおこなう機会には十分にあった。儀礼がおこなわれなかった理由は、あるいは淳仁同様、群臣の協議・推挙をうけての即位には不要とされたとも考えられる。

(5) 桓武

桓武は、天応元年（七八一）に即位、国成による奏上を延暦四年（七八五）と同五年にうけている。桓武の場合、宝亀四年（七七三）の立太子以降、即位前の内裏改作はおこなっていないようである。岩永氏は、光仁在位中は地位が安定しており急ぐ必要がなく、延暦元年末の光仁の喪明けから開始されたとする。同年四月には宮殿の造営などを中止して農業につとめるようにしたいと造宮省を廃止、すなわち平城京内の造営を停止しており、平城京の放棄、新京への遷都の前兆とみなすことのできる動きがあった。翌二年に桓武は河内国交野に五日間滞在しており、選定地の視察をおこなったと思われる。同三年五月には長岡遷都の意志を公表、十一月には長岡京へ遷都している。遷都の三か月後に奏上儀礼がおこなわれていることは、平城京以来の新しい御在所の完成を待つ伝統を継承しているとみてもよいだろう。これは国成の国造任命が、長岡遷都の前兆である造宮省の廃止と同じ延暦元年にあったことから推察される。

長岡遷都は、中国的都城を意識して「甲子革命」の年におこなわれたものであったが、同時に天武以前の歴代遷宮の

伝統を引き継ぐものでもあった。歴代遷宮とは、七世紀以前、即位に伴って宮殿が造営されたことを指し、この時代の宮殿は御在所（内裏）に相当する施設であった。

（小括）

奏上儀礼は、平城京の時代においては聖武及び聖武嫡系の即位を意図し、それを契機に催行されたものと考えられる。そして儀礼の「場」としては、即位に伴い新造・改作された御在所（内裏）でおこなう慣例があり、即位に伴う御在所（内裏）の新造・改作及び遷都は、歴代遷宮の伝統を引き継ぐものであった。桓武朝における国成の奏上は、その伝統に則ったものであり、また「其儀如常」とあるように、恒例化した完成形態であったといえよう。

2 転換点としての人長の奏上と儀礼の終焉

本節では、転換点としての人長の奏上について確認する。桓武はすでに奏上儀礼をうけていたにもかかわらず、延暦十四年（七九五）に人長の奏上をうけており、この奏上については平安遷都による催行と明記される（史料二）。平安遷都については、同十一年に長岡京放棄が提案されると、翌十二年に「宇多村」の調査などが開始され、翌十三年十月に遷都がおこなわれた。奏上儀礼は、この新しい京、そしてそこにある新しい御在所での儀礼のやり直しを目的に特例としておこなわれたのであろう。そしてこれが転換点となった。

また延暦二十年には、国造名は不明ながら再度奏上儀礼がおこなわれている。国造は、儀礼後の同二十二年に人長から門起に交替しているため、人長の二回目の奏上儀礼とみるのが妥当である。門起が奏上をおこなっていないことは、奏上儀礼を新任の国造による儀礼とみなす立場からは問題となるように思われる。しかし奏上儀礼を、即位に伴う御在所の新造・改作の際におこなう儀礼であると理解するならば、国造交替のたびに実施する必要はなく、この点は問題と

ならない。実際、宝亀四年（七七三）に国造となった国上も奏上儀礼はおこなっておらず、この時期の奏上儀礼が国造交替と必ずしも連動していないことが確認できる。

延暦二十年の催行という遅延が起こった背景には、奏上儀礼を取り巻く状況の変化があった。同十七年に国造と郡領の兼帯が禁止され、同二十年の奏上翌日に出雲国の神宮司が廃止されている。さらに次代の平城は、大同元年（八〇六）七月甲辰（十三日）に「新宮」への遷御を「国家恒例」とする上表を断っており、平安京遷都以前の伝統が崩壊、奏上儀礼をおこなう理論が構築できなくなってしまう。久禮且雄氏は、延暦年間における神祇関係格式の変化によって地方神社祭祀における主導権が神祇官から国司へと移ったことを指摘する⁽²²⁾。つまり、これは出雲国造と神祇官主導の奏上儀礼の終焉を意味し、再開には奏上儀礼を国司主導に再編することが必要となった。

そのような背景があり、嵯峨の治世に至ってはじめて国造任命を起源とする奏上儀礼が誕生したのである。すなわち嵯峨は大同四年（八〇九）に即位し、その一年後に旅人が国造に任命され、弘仁二年（八一二）と同三年に奏上儀礼がおこなわれている。この儀礼には、対象とする御在所の新造・改作や遷都などの実体がなかった。そのため『延喜式』に採録される一方、定着せずに儀礼の終焉をまねくことになったと考えられる。

豊持は、天長三年（八二六）に国造に任命されるが、その奏上は同七年の淳和、同十年の仁明に対するものであり、二代の天皇をまたいでいる（史料一）。しかしこれは同じく二代の天皇をまたいでおこなわれた広嶋の奏上とは性格を異にする。広嶋は聖武即位を意識して意図的に二代の天皇に対して儀礼をおこなったが、天長七年の奏上は仁明即位を意識しておこなわれたわけではなかった。

【史料一】

『類聚国史』十九国造 天長七年四月乙巳(二日) 条

皇帝御^二大極殿^一、覽^二出雲国々造出雲臣豊持所^レ献五種神宝、兼所^レ出雜物^一、還^レ宮授^二豊持從六位下^一。

『続日本後紀』天長十年四月壬午(二十五日) 条

出雲国司率^二国造出雲豊持等^一奏神寿、并献^二白馬一疋、生雉一翼、高机四前、倉代物五十荷^一。天皇御^二大極殿^一、受^二其神寿^一、授^二国造豊持外從五位下^一。

(小括)

奏上儀礼は、即位した天皇の御在所が新造・改作された後におこなわれる儀礼であった。御在所の新造・改作は、七世紀における歴代遷宮の伝統を引き継いでいる。歴代遷宮の時代における大王(天皇)の即位とは、祖霊の靈力を再生させつつ継承していくものであり、また代替わりごとに豪族の地位を承認する必要もあった。これは逆説的に即位には群臣からの承認が不可欠であったことを示している。そのような「場」として、相応しい新たな宮殿が求められたのである。ここでおこなわれる奏上儀礼は、天孫への国譲り、すなわち天皇の正当性の保証を更新する意味ももっていたのであろう。

以上、奏上儀礼の完成から終焉までをみてきたが、奏上儀礼はどのようにして作られたのかについて次章で検討する。

第三章 奏上儀礼の開始

1 諸国造の参集

奏上儀礼の起源について、大浦元彦氏は『続日本紀』大宝二年（七〇二）二月十三日条に、この日、大幣を班つたために、馳駆して諸国の国造らを召集して入京させた、とあることに注目する。⁽²³⁾

【史料一二】

『続日本紀』大宝二年二月庚戌（十三日）条

是日、為_レ班_二大幣_一、馳駆追_二諸国々造等_一入_レ京、

大宝二年三月戊寅（十一日）条

正五位下中臣朝臣意美麻呂、從五位下忌部宿禰子首、從六位下中臣朝臣石木、忌部宿禰狛麻呂、正七位下菅生朝臣国梓、從七位下巫部宿禰博士、正八位上忌部宿禰名代、並進_二位一階_一、

大宝二年三月己卯（十二日）日条

鎮_二大安殿_一大祓、天皇御_二新宮正殿_一齋戒、物頒_二幣帛於畿内七道諸社_一。

同年三月十二日、「大安殿」を鎮祭し、臨時の大祓をおこなっているが、その際に文武は「新宮」正殿に出御して齋戒し、幣帛を畿内七道諸社に頒布している。「新宮」正殿とは、大宝元年七月に造宮官が省に昇格していることから、文武のために造営された藤原京の新しい大極殿と考えられる。文武が大極殿で齋戒している間に大祓がおこなわれ、清

浄となった大安殿で畿内七道諸社へ班弊する儀式がとりおこなわれた。つまり大祓は班弊のためにおこなわれたもので、国造は領けられた幣帛を受け取るために召集されたのである。

前日十一日には、大祓の執行に働きのあった神祇関係者へ叙位がおこなわれており、ここに初見果安の奏上時に出雲守であった忌部子首の名前もみえる。諸国造の参集が以降みえなくなるのと入れ替わるように奏上儀礼が登場していることから、この召集は奏上儀礼の前段階、すなわち原型をなすものと考えられる。また、この班幣が新しい大極殿の完成を畿内七道諸社に報告するものであった可能性も指摘でき、こうした性格は後の奏上儀礼との連続性を示唆する。

2 祈年祭

大宝二年（七〇二）の諸国造参集は、二月におこなわれた全国的な班弊であることから、祈年祭との関連も指摘される。祈年祭は月次祭と同様に農業に関する祭、豊穰を祈る祭である。この両祭の祝詞には「飛鳥・石村・忍坂・長谷・畝火・耳無と御名は白して、遠山・近山に生ひ立てる大木・小木を、本末打ち切りて持ち参来て、皇御孫命の瑞の御舎仕へ奉りて、天御蔭・日御蔭と隠り坐して、四方の国を安国と平けく知食すが故に、皇御孫命の宇豆の幣帛を、称辞竟へ奉らくと宣る」と共通する部分がある。ここでは飛鳥近辺の大和の山々の木を伐り出して天皇の宮殿を造営したことを記し、その山々の神々への奉幣を述べている。この山々、特に畝傍山や耳成山は木々を伐り出す場所であると同時に、藤原京を守護する配置にある山でもあった。

宮殿・殿舎の造営に関する祭祀として大殿祭がある。この祝詞にも「天降り賜ひし食国天下と、天津日嗣知食す皇御孫之命の御殿を、今奥山の大峽・小峽に立てる木を、斎部の斎斧を以て伐り採りて、本末をば山の神に祭りて、中間を持ち出でて来て、斎鉏を以て斎柱立てて、皇御孫之命の天之御翳・日之御翳と、造り仕へ奉れる瑞之御殿」と、類似の表

現がある。宮殿の造宮は、忌部の聖なる齋斧ないし齋鉏を用いておこなわれた一種の宗教的行為だったことを示唆する。歴代遷宮の伝統があった七世紀以前は、宮号で天皇を称することがあった。宮とはまさに天皇を象徴するものであり、そのために即位に伴ってある種の神事、神祇的な儀礼として遷宮する必要があったのであろう。

祈年祭・月次祭の祝詞は飛鳥周辺の山々を列挙するが、『延喜式』四時祭上・祈年祭官幣条をみると、祭祀対象の入れ替わりがあったことがわかる。祭祀の対象に多少の変化があっても祝詞は古儀を守り、古いものをそのまま使用、収録されていることがわかる。その上、祭祀対象に平城京周辺の山々が加わっていてもなお、飛鳥の山々が祭祀の対象になつたままなのは、飛鳥への憧憬が込められていたとも考えられる。

このような考えは奏上儀礼の祝詞に飛鳥・藤原京を守護する内容が記載され続けた理由とも共通するのではないか。すなわち、奏上儀礼の創始を主導した忌部子首が活躍したのは藤原京でのことで、そのために藤原京の風景が祝詞に読み込まれたのである。さらに奏上儀礼をおこなつた歴代天皇、特に初期の聖武とその嫡系の歴代天皇には、飛鳥、藤原京時代の天皇を皇統の祖として重視する意識があった。

ただし祈年祭は、律令祭祀で最大規模の儀式であるにもかかわらず天皇の出御がない。「出御―列立」型の儀礼であった奏上儀礼、即位との関連にはさらに検討を加える必要がある。少なくとも奏上儀礼は、大宝二年の諸国国造参集から祈年祭とは別に分岐して成立したものと考えられる。

おわりに

本稿では、奏上儀礼の形式や性格について「場」の側面から検討してきた。

奏上儀礼の根本にはやはり国譲り神話があるが、それは記紀のどちらか片方だけを引き継ぐものではない。『出雲国風土記』と同様にさまざま要素が混在する神話的世界観で形成されていた。

七世紀の即位は、祖霊を更新・継承していくもので、あらゆるものを新たにした。豪族の地位の承認儀なども同じであり、それに相応しい新たな宮殿を造営する必要があった。それが歴代遷宮である。奈良時代の歴代天皇は、御在所の新造・改作という形で伝統を引き継いでいた。

この新しい御在所で、新しく国譲り神話をおこなう（再現する）ことは、天皇の正当性を保証するとともに、出雲国造のオオクニヌシへの祭祀権もあらたに承認する意味があったのだろう。

平安時代になると、御在所の新造・改作もなくなり、神祇官や出雲国造などの奏上儀礼の中心人物たちを取り巻く環境も大きく変わる。その流れの中で奏上儀礼は、新たな祭祀の構造への転換などの対応ができずに終焉を迎えることとなったのである。

註

(1) 『延喜式』四五(左右近衛)・小儀条(二三)

小儀。謂_下告朔。正月上卯日。臨軒授位。任官。十六日踏歌。十八日賭射。五月五日。七月廿五日。九月九日。出雲

国造奏_二神寿詞_一。冊_二命皇后_一。冊_二命皇太子_一。百官賀表。遣唐使賜_二節刀_一。將軍賜_中節刀_上。(後略)

(2) 大浦元彦『『出雲国造神賀詞』奏上儀礼の成立』(『史苑』45(2)、一九八六年)

- (3) 関和彦「出雲古代史と神賀詞―復奏儀礼としての神賀詞奏上―」(『出雲古代史研究』2、一九九二年)
- (4) 菊地照夫「出雲国造神賀詞奏上儀礼の意義―神宝の検討を中心に―」(水野裕・瀧音能之編『古代王権と交流7 出雲 世界と古代の山陰』名著出版、一九九五年)
- (5) 内田律雄「出雲の神社遺構と杵築大社・宇佐八幡」(今谷明編『王権と神祇』思文閣出版、二〇〇二年)
- (6) 水林彪「古代天皇制における出雲関連諸儀式と出雲神話」(『国立歴史民俗博物館研究紀要』152、二〇〇九年)
- (7) 大浦元彦「『出雲国造神賀詞』奏上儀礼の成立」(『史苑』45(2)、一九八六年)
- (8) 中山さら「出雲国造神賀詞奏上儀礼―負幸物と献物―」(『國學院雜誌』124(7)、二〇二三年)
- (9) 前掲注6水林論文
- (10) 古瀬奈津子「宮の構造と政務運営法―内裏・朝堂院分離に関する一考察―」(『史学雜誌』93(7)、一九八四年)
- (11) 井上正望「廃務からみた神祇祭祀」(『国立歴史民俗博物館研究報告』218、二〇一九年)
- (12) 岡田精司「河内大王家の成立」(『古代王権の祭祀と神話』塙書房、一九七〇年、初出は一九六六年)
- (13) 武田祐吉「解説」(『日本古典文学大系』古事記祝詞』岩波書店、一九五八年)
- (14) 上田正昭「山陰文化の伝統」(『古代の日本4』角川書店、一九七〇年)
- (15) 『文徳天皇実録』天安元年(八五七)六月甲申(十九日)条
 在「出雲国」從五位下天穗日命神預三官社。
- (16) 篠川賢「出雲国造神賀詞奏上儀礼小考」(『日本常民文化紀要』23、二〇〇三年)
- (17) 小倉慈司「延喜神名式『貞』『延』標注の検討」(『延喜式研究』8、一九九三年)
- (18) 菊地照夫「出雲国造神賀詞奏上儀礼と祈年祭」(『延喜式研究』30、二〇一五年)

- (19) 前掲注6 水林論文
- (20) 吉田修作「オホナムチ・オホクニヌシ・出雲大神―国譲りと崇り神―」(『古代文学』60、二〇二〇年)
- (21) 岩永省三「内裏改作論」(『九州大学総合研究博物館研究報告』6、二〇〇八年)
- (22) 久禮巨雄「桓武天皇朝の神祇政策…『類聚三代格』所収神祇関係官符の検討を通じて」(『神道史研究』64(1)、二〇一六年)
- (23) 前掲注2 大浦論文